

「千葉市の教育に関する大綱（案）」のパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、本市の総合的な教育の目標や施策の基本的な方針を定める「千葉市の教育に関する大綱」（対象期間 令和4～7年度）の対象期間が満了することに伴い、次期の「千葉市の教育に関する大綱（案）」（対象期間 令和8～11年度）を作成しました。

このたび、本案についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 千葉市の教育に関する大綱（案）の趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、本市の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和8年2月10日（火）～3月9日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの記載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧および配布

政策企画課（市役所高層棟6階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和8年2月10日（火）～3月9日（月）

(2) 募集方法

「千葉市の教育に関する大綱（案）」に対する意見」と記載の上、個人の場合は住所および氏名（ふりがな）を、団体の場合は団体名、団体の所在地および代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

(3) 提出先

ア 郵送

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所政策企画課

イ FAX

043-245-5534

ウ 電子メール

kikaku.POC@city.chiba.lg.jp

エ 持参

政策企画課（市役所高層棟6階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に政策企画課までご相談ください。

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 2月号掲載
- (2) 市ホームページ 2月10日(火)公開

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和8年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。